

## 別紙 4

### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

#### 1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

事務職員等雇上費等            1施設当たり            1,600千円

##### (2) 負担割合

国 1/2    事業者 1/2

#### 4 対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

#### 5 留意事項

- ・ 交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務

に係る部分が明確にわかるようにすること。

- ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。

## 教育支援体制整備事業費交付金 QandA【認定こども園等への円滑な移行のための準備支援】

No	事業名	質問	回答
1	対象経費	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで構わない。
2	対象経費	行政機関との調整に必要な旅費は対象となるか。	旅費等の活動費や物品購入費等は当然法人が負担するべきものであるため対象外。
3	対象経費	「申請書作成等の業務」の「等」には、申請書作成以外ではどのような業務を含めていいか。移行に際して必要な事前準備全般を含めていいか。	原則申請に係る業務に限る。事前準備全般は対象外。
4	対象経費	当該事業の対象とはならない事前準備全般とは具体的にどのようなものがあるか。	保育料引落しのための取引銀行との調整、入園手続きに係る業務、公道価格の試算・適正定員の検討など。
5	対象経費	認定こども園に移行するか否か等の申請前後の検討に係る経費は対象となるか。	対象外。また、どんな認定こども園にするかと言った検討に係る経費も対象外。
6	対象経費	認定こども園等への移行に係る保護者への周知に係る部分(説明会対応や周知文書作成等)は対象にしてよいか。	対象にしてよい。
7	対象経費	入園手続きに係る説明会で認定こども園への移行について説明する場合は対象となるか。	対象にしてよい。
8	対象経費	雇用者の対象経費の算出はどのように行うか。	算出例 【時間雇用者の場合】 時間数×時給単価 【外部委託の場合】 契約金×申請業務の割合
9	対象経費	他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人件費は対象となるか。	申請業務に従事した部分に限り対象になる。
10	対象経費	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費の一部を対象にすることは出来るか。	可能。但し、申請業務に係る部分の切り分けを適切に行うこと。
11	対象経費	新設のこども園等の申請業務に係る経費は対象となるか。	新設の幼稚園等については対象外。
12	対象要件	認定こども園の認可はいつ頃までに受けなければならないか。	交付年度内に認可を受けることを原則とする。
13	対象要件	例外的に交付次年度の4月1日に認可を受ける場合、対象にできないか。	対象にしても良い。ただし、認可を受けられなかった場合は返納となる。
14	対象要件	申請業務等の外部委託は対象となるか。	対象になる。
15	対象要件	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	コンサル会社等への委託や司法書士・行政書士等への申請書の作成委託など。
16	対象要件	当該職員が他業務を請け負っている場合の申請額はどうか。	申請業務に係る経費のみ対象として申請すること。
17	対象要件	他業務も請け負う職員を対象とする場合の留意点はあるか。	当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明が出来るようにすること。
18	対象要件	幼稚園のまま新制度に移行する場合も対象となるか。	対象。
19	対象要件	現在個人立幼稚園で次年度に学校法人化とともに新制度へ移行する場合、対象にできるか。	対象にしてもよい。ただし、学校法人に移行できなければ返還。また、学校法人の申請業務は対象外のため、業務の切り分けを適切に行うこと。